

# 池田町水処理センター太陽光パネル設置事業

## 要 求 水 準 書

令和8年9月

株式会社まちエネいけだ

## 1 要求水準書の意義

本要求水準書は、「池田町水処理センター太陽光パネル設置事業」において必要となる太陽光発電設備を導入するプロポーザル参加者に求める提案の前提条件とする要求水準を示すものである。参加者は、本要求水準書に明記されている事項(以下、「要求事項」という。)を満たしたうえで、本事業に関する提案を行うことができる。また、本事業の請負者は、本件業務期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。

なお、この要求水準は、原則として各業務の守るべき水準・性能を規定するものであり、個々の業務を遂行するための作業手順や内容、実施体制等は、事業者の提案によるものとする。

## 2 事業内容

本事業内容は「池田町水処理センター太陽光パネル設置事業」の提案とする

## 3 事業概要

### (1) 整備地

地 番／ 福井県今立郡池田町藪田24-12-1外5筆  
敷地面積／ 4,920㎡(事業位置図は別添のとおり)

### (2) 整備品

太陽光発電装置一式

### (3) 太陽光パネル事業計画

ア 発電量・設備仕様

「4 導入する太陽光発電設備仕様」のとおり

イ 電力使用先

発電した電力は、水処理センターの施設稼働用電力として供給する。余剰電力の逆潮流は(株)まちエネいけだに行なう。

ウ 工事の範囲

提案する内容は、現況の土地への架台設置、太陽光発電設備の設置、キュービクルへの接続、フェンス等の設置(必要な場合)、各種申請手続の支援代行、保証期間内のメンテナンス対応等とする。

### (4) 工期

工期は、契約時点から令和9年3月末までとするが、協議の上、定める。

## 4 導入する太陽光発電設備仕様

発電設備は施設の使用電力も考慮しながら、景観等に配慮した上で最大限のパネル容量となるよう計画する。なお、以下の各要件を考慮した計画とすること。

### (1) 架台構造

- ① 特別豪雪地帯であることをふまえた架台構造であること
- ② 既設建物屋根に配置する際は施工による雨漏りが発生しない根拠を示すこと

### (2) 設備配置

- ① 既存の植栽木を可能な限り残し、景観に配慮した設備とすること
- ② OD槽等の施設に配置することも検討すること

- ③ 管理棟屋根からの落雪処理に配慮した配置とすること
- ④ 下水処理のための日常業務、および機材等の更新に支障が生じないよう十分配慮すること

(3) 設備機器

- ① インターネットを通じた送受信を行う装置はJCスター認証機器とすること
- ② 積雪・防犯の観点から監視装置を設置すること
- ③ キュービクルへは既存配管ルートを活用して接続すること
- ④ 電気工作物の管理規程案を作成すること

(4) 自家消費

設置容量を最大化しつつ、当該下水処理施設の自家消費を最大化するようなものとする  
(要望に応じて、水処理施設の電力需要のデータを供給する)

(5) レジリエンス対策

- ① 停電時に太陽光発電の電力が一部利用できるようにすること
- ② 災害時の太陽光発電設備の利活用について考慮すること

## 5 求める基準

(1) 国産メーカーを推奨

設備については、国産製品であることが望ましい。外国製であっても、国内に供給責任を有する事業者が存在することが必要である。

(2) 施工計画が適切であること

工事にあたって、周辺住民および沿線道路の通行に配慮し、設備の仕上がり方、安全確保対策について十分なものであること。

(3) メンテナンスが万全であること

豪雪地帯であっても、安全に管理運営するための方法が明確になっており、かつ、当該方法で運用した場合の施設の破損等のリスクやメンテナンスの対応が(株)まちエネいけだにとって納得できるものになっていること・

(4) 手続申請の支援体制があること

当該施設使用開始にあたり必要となる使用前自己確認届の対応についても十分な支援を行う体制があること。

(5) 事業費

事業費は、48,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とし、また物価高騰に対する措置は、原則行わないものであること。

## 6 導入設備の検収

### (1) 検査

事業者は機械導入後、試運転検査など受け合格することが必要となる。

### (2) 導入設備成果品

設備導入業務完了時における成果品の内容は、以下の項目とする。

| 提出物            | ファイル形式 |
|----------------|--------|
| 設備図面           | PDF    |
| 設備取扱説明書        | PDF    |
| 各種技術資料・検討記録    | PDF    |
| 協議記録簿          | PDF    |
| その他監督職員が指示するもの | PDF    |

※成果品は一部製本すること

## 7 事業者の責務

- (1) 事業者は、本事業の履行にあたり、導入の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本書及び関係法令、基準、規定等を遵守し、業務を遂行すること
- (2) 事業者は、本書に示された性能について、効率的かつ合理的に満足するよう、適宜創意工夫を発揮して提案を行うこと
- (3) 本書は、本事業に必要な基礎的事項のみを示したものであり、これらに記載されていない事項であっても、必要と認められるものについては、別途(株)まちエネ池田と協議すること
- (4) (株)まちエネ池田や池田町が整備する拠点施設などにも協力して事業を進めること

## 8 瑕疵担保責任

本事業における瑕疵担保責任は以下の通りである。

- ア (株)まちエネいけだは、本事業の設備導入に瑕疵があるときは、事業者に対して相当の期間を定めて当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができるものとする。ただし瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、(株)まちエネいけだは修補を請求することができない。
- イ 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、設備の引渡しを受けた日から1年以内にこれを行わなければならない。ただし、その瑕疵が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。
- ウ 本条アおよびイの規定は、設備導入事業の成果物に対して瑕疵があるときにも準用する。
- エ (株)まちエネいけだは、設備導入後引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、本条アの規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者には通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、事業者が当該瑕疵のあることを知っていたときは、この限りではない。

## 9 秘密の保持

事業者は、本事業の実施により知り得た情報について、(株)まちエネいけだの承諾なしに第三者に開示、漏洩せず、また、本事業以外には使用しないものとする。

## 10 本書の変更

(株)まちエネ池田は、事業期間中に、以下の事由により要求水準を変更する場合があるが、その場合は事前に事業者へ通知する。

- ア 法例等の変更により、業務の内容を変更しなければならない場合
- イ 災害や事故等により、業務の内容を変更しなければならない場合
- ウ 町の事由により、業務の内容を変更しなくてはならない場合
- エ その他、(株)まちエネ池田が業務の内容を変更しなくてはならない場合

## 11 提出書類の取扱い

### (1) 著作権

(株)まちエネいけだが示した実施要領等の著作権は(株)まちエネいけだに帰属し、事業者が提出した書類の著作権は事業者に帰属する。ただし、本事業期間中において、事業者選定結果公表などの場合に(株)まちエネいけだが必要と認めた場合は、(株)まちエネいけだは提出書類の全部または一部(公にすることにより事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く)を使用できるものとする。

### (2) 特許権等

事業者が提案した内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、施工方法を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を応募者および事業者が負担するものとする。

### (3) その他

(株)まちエネいけだは、事業者が提出した書類は、返却しないものとする。

## 池田町水処理センター太陽光パネル設置事業位置図

